

熊谷市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 麻 哲 也

規則第 4 0 号

(別紙)

熊谷市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成１７年規則第２４号）
の一部を次のように改正する。

第３条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。